

令和 8 年度

認定申請及び入所申込みの手続きについて

こども園や保育所等を利用する場合、入所申込みとは別に**教育・保育給付認定**（利用のための認定）を受ける必要があります。3ページに「Ⅲ教育・保育給付認定及び入所申込み等の流れ」について記載してありますのでご覧ください。

I 教育・保育給付認定について

こども園や保育所等を利用する場合、お子様の年齢や保育の必要性の有無に応じ、「**教育・保育給付認定**」を受ける必要があります。保護者の方の申請に基づき、真室川町が『**施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証**』を交付します。

認定区分	保育の 必要性 ※1	対象年齢 (4/1 現在)	利用できる時間	利用できる施設
1号認定	無	3～5歳	教育標準時間（最長6時間）	たんぼぼこども園（幼稚園部分）
2号認定	有	3～5歳	保育短時間（最長8時間） 保育標準時間（最長11時間）	たんぼぼこども園(保育所部分)、 安楽城保育所、釜淵保育所
3号認定		0～2歳	保育短時間（最長8時間） 保育標準時間（最長11時間）	たんぼぼこども園(保育所部分)、 キッズハウス、安楽城保育所、 釜淵保育所 ※2

※1 「保育の必要性」については、「Ⅱ保育の必要な事由について」をご確認ください。

※2 施設により受け入れ可能な年齢・月齢が異なります。下記「町内の施設」をご確認ください。

町内の施設

	施設名	所在地	電話番号	受入年齢
公立	安楽城保育所	大字大沢814-14	63-2135	2歳～ ※状況により、満1歳6ヶ月 を迎えた翌月から可 (ご相談ください)
	釜淵保育所	大字釜淵383-16	65-2813	
私立	たんぼぼこども園	大字新町376-2	62-4158	満8ヶ月を迎えた翌月～
	キッズハウス	大字平岡字片杉野1692-13	62-3433	満2ヶ月を迎えた翌月～

町外の認可保育施設をご利用予定の方は、教育課（TEL 62-2223）にお問い合わせください。

令和 8 年度 基準年齢

クラス年齢	該当生年月日	保育実施満了日
0歳	R8.4.2～R9.4.1 生まれ	R15.3.31
	R7.4.2～R8.4.1 生まれ	R14.3.31
1歳	R6.4.2～R7.4.1 生まれ	R13.3.31
2歳	R5.4.2～R6.4.1 生まれ	R12.3.31
3歳	R4.4.2～R5.4.1 生まれ	R11.3.31
4歳	R3.4.2～R4.4.1 生まれ	R10.3.31
5歳	R2.4.2～R3.4.1 生まれ	R9.3.31

※R8.4.1 現在の年齢がクラス年齢となりますので、参考にご覧ください。
保育実施満了日は、就学前までの期間最後の日となります。

Ⅱ 保育の必要な事由について

保育を必要とする2号認定・3号認定については、下記の基準をもとに、保護者の就労状況などに応じて、利用時間区分（保育標準時間・保育短時間）の認定を受けることになります。基準に当てはまらない方は、原則 1号認定（教育標準時間）のみの認定となります。

保育の必要性の基準

区分	内容	利用にあたり 提出が必要な書類等	教育・保育給付認定の区分 (認定期間)
就労	保護者が家庭の内外で家事を離れて仕事をする ことを常態とするため、児童の保育ができない場合	就労（予定）証明書	就労時間により、 <u>保育標準時間</u> または <u>保育短時間</u>
妊娠・ 出産	保護者が出産の前後のため、 児童の保育ができない場合	出産予定児童の母子健康 手帳の写し	<u>原則 保育標準時間</u> (出産予定日の前後 8 週間ずつ)
育児 休業	<u>新規の入園・入所はできません</u> ただし、育児休業を取得する前に既に入園・入所して いる児童については、児童の環境の変化を考慮し、継 続利用を可能としますが、右記のとおり認定時間の変 更が必要です	育児休業の取得状況を証明 するもの（就労証明書内の 該当欄をもって証明可）	●3～5歳児 たんぽぽこども園→ <u>教育標準時間</u> 保育所→ <u>保育短時間</u> ●0～2歳児 全施設→ <u>保育短時間</u> (育休取得期間)
疾病・ 障がい	保護者が病気・負傷・心身に障がいがあることで、児 童の保育ができない場合	診断書または身体障害者 手帳等の写し	<u>要問合せ</u>
介護・ 看護・ 付添等	家庭に介護が必要な方や心身に障がいのある方が おり、常時、保護者が介護・看護・通院付添いに あたっているため、児童の保育ができない場合	・診断書または身体障害者 手帳等の写し ・スケジュール申告書	<u>要問合せ</u>
災害 復旧	火災、風水害、地震等の災害により、家屋を失ったり、 破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない 場合	罹災証明書または スケジュール申告書等	<u>要問合せ</u>
求職 活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を継続的に 行っており、児童の保育ができない場合	スケジュール申告書 【場合により】 求職活動状況を証明 するもの、面談等	<u>保育短時間</u> (認定開始日から 最長 90 日間 (3 か月間))
就学	保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を 含む）のため、児童の保育ができない場合	・在学証明書等 ・スケジュール申告書等	就学時間により、 <u>保育短時間</u> または <u>保育標準時間</u>
虐待等	虐待等により保育が必要であると認められた場合	要問合せ	<u>要問合せ</u>
その他	上記に類する状態として認められる場合	要問合せ	<u>要問合せ</u>

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

Ⅲ教育・保育給付認定及び入所申込み等の流れ

入所の決定は先着順ではありません。

① 「教育・保育給付認定申請書」の提出

令和8年度（年度途中も含む）に入園・入所を希望する方は、下記のとおり**認定申請書**を提出してください。

- 【申請書等の交付・提出】 交付・提出場所：教育課（庁舎2階）

受付期間：**令和7年11月4日（火）～令和7年11月28日（金）**

※交付のみ、10月27日（月）から開始します。

交付・受付にあたり、説明の時間を頂きます。お子さんと一緒に来庁される方は、子育て支援センターで説明を受けることができますので、ご希望の方は下記連絡先まで、事前にご連絡ください。

- 【申請書等に添付する必要がある書類】

- ・保育の利用を必要とする理由を確認する書類（就労証明書等） ※1号認定を希望する方は不要。
- ・令和7年1月1日時点で真室川町に住所がなかった方は、個人番号（マイナンバー）申告書の提出が必要です。

② 支給認定審査及び入所調整（利用調整）

前ページの「Ⅱ保育の必要な事由」に基づき審査を行い、利用施設等の調整を行います。

③ 認定決定について（1月中旬）

②の審査結果を受け、認定結果について「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証」が交付され、また同時に「入園・入所申込書」と「入園・入所説明会のお知らせ」が送付されます。

④ 入所説明会及び面談について（2月中旬）

各施設にて、説明会及び、面談を行います。日程等は各施設からの案内をご確認ください。

⑤ 入所決定について（3月上旬）

入園・入所決定施設より「入所決定通知（入所承諾通知）」を交付、及び入園入所のご案内を送付します。

⑥ 利用者負担額（保育料）について（4月上旬）

次のページ「Ⅳ利用者負担額（保育料）について」のとおり料金を算定し、決定通知を送付します。

Ⅳ利用者負担額（保育料）について

保育料等の無償化について

- 保育料（行事費など、各施設によって異なる費用は除く）

【対象となるお子さん】

- ・3歳～5歳児（年少・年中・年長クラス）のお子さん
R元年10月から国で一律に無償化しています。
- ・3歳未満（0歳～2歳児クラス）のお子さん
R6年4月から「町の独自の子育て支援事業」で一律に無償化しています。

- 給食費（給食・おやつ等）

【対象となるお子さん】

- ・3歳～5歳児（年少・年中・年長クラス）のお子さん
町では「独自の子育て支援事業」として、収入に関係なく全てのお子さんの主食費と副食費（おやつ等含む）を無償化し完全給食を実施しています。
- ・3歳未満（0歳～2歳児クラス）のお子さん
◆**主食費・副食費（おやつ等含む）共に、保育料に含まれています。**
〔国の制度では、同時入所の第3子以降を除く年収360万円以上の世帯のお子さんの副食費は保護者負担となっています。〕

保育料等の階層について

町の「独自の子育て支援事業」で利用者負担額（保育料等）は無償化されていますが、国の制度では、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して保育料等における所得の階層を定めることとなっています。

所得の階層は、原則、保護者の町民税課税額の合計により決定されます。

課税額は、毎年5月または6月に勤務先から受け取る「町民税・県民税 税額（納税）通知書」で確認することができます。

- 令和8年度の保育料の算定根拠

4～8月の保育料	令和7年度の市町村民税所得割額（令和6年中の収入等をもとに算定）により算定
9～3月の保育料	令和8年度の市町村民税所得割額（令和7年中の収入等をもとに算定）により算定

【参考資料】

令和7年度 利用者負担額 （保育料）の 基準額

階層 区分	各月初日の入所児童が属する世帯の階層区分		月額保育料	
	定義		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯等		0	0
2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		0	0
3	当該年度分の市町村民税課税世帯で、所得割が右区分の世帯	48,600円未満	19,500	19,300
4-1		48,600円以上 77,101円未満	30,000	29,600
4-2		77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,600
5		97,000円以上 169,000円未満	44,500	43,900
6		169,000円以上 301,000円未満	61,000	60,100
7		301,000円以上 397,000円未満	80,000	78,800
8		397,000円以上	90,000	86,100